

8. 其ノ他ノ事業

地區 調查工場 事業場數	體性 年齡階級 (歲)	男							計				備考		
		13—20	21—30	31—40	41—50	57—60	61以上	計	13—20	21—30	31—40	計			
北海道區 (3) 個所	被保險者人員	61	71	38	13	3	—	186	54	7	—				
	檢 查 人 員	58	71	36	13	3	—	181	53	6	—				
	脚氣罹患人員	重症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		中等症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		輕 症	—	—	1	1	1	—	3	—	—	—			
		潜在性	3	2	2	1	—	—	8	4	—	—			
計	3	2	3	2	1	—	11	4	—	—					
脚氣罹患率%	5.2	2.8	8.3	15.4	33.3	—	6.1	7.5	—	—					
東 北 區 (7) 個所	被保險者人員	47	119	196	99	27	1	489	89	39	1				
	檢 查 人 員	43	99	170	84	26	1	423	83	35	1				
	脚氣罹患人員	重症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		中等症	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—			
		輕 症	—	1	7	3	5	—	16	6	2	—			
		潜在性	1	1	3	—	—	—	5	2	—	—			
計	2	2	10	3	5	—	22	8	2	—					
脚氣罹患率%	4.7	2.0	5.9	3.6	19.2	—	5.2	9.6	5.7	—					
關 東 區 (2) 個所	被保險者人員	29	32	42	28	15	2	148	2	5	12				
	檢 查 人 員	23	19	39	22	13	2	118	2	4	10				
	脚氣罹患人員	重症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		中等症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
		輕 症	—	—	3	—	—	—	3	—	—	1			
		潜在性	—	—	1	—	—	—	1	—	—	1			
計	—	—	4	—	—	—	4	—	—	2					
脚氣罹患率%	—	—	10.3	—	—	—	3.4	—	—	20.0					

女	計										備考	
	41—50	51—60	61以上	計	13—20	21—30	31—40	41—50	51—60	61以上		計
1	—	—	—	62	115	78	38	14	3	—	248	
1	—	—	—	60	111	77	36	14	3	—	241	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	3	
—	—	—	—	4	7	2	2	1	—	—	12	
—	—	—	—	4	7	2	3	2	1	—	15	
—	—	—	—	6.7	6.3	2.6	8.3	14.3	33.3	—	6.2	
—	1	—	—	130	136	158	197	99	28	1	619	
—	1	—	—	120	126	134	171	84	27	1	543	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	
—	—	—	—	8	6	3	7	3	5	—	24	
—	—	—	—	2	3	1	3	—	—	—	7	
—	—	—	—	10	10	4	10	3	5	—	32	
—	—	—	—	8.3	7.9	3.0	5.8	3.6	18.5	—	5.9	
6	5	—	—	30	31	37	54	34	20	2	178	
4	4	—	—	24	25	23	49	26	17	2	142	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	1	—	—	4	—	—	—	4	
—	—	—	—	1	—	—	2	—	—	—	2	
—	—	—	—	2	—	—	6	—	—	—	6	
—	—	—	—	8.3	—	—	12.2	—	—	—	4.2	

近畿區 (1)個所	被保險者人員	44	103	138	29	14	2	330	163	21	—	
	檢 查 人 員	27	54	95	20	7	1	204	79	10	—	
	脚患氣人罹員	重症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		中等症	1	—	—	—	—	—	1	2	1	—
		輕症	4	2	4	2	1	1	14	8	—	—
潛在性	1	—	—	1	—	—	2	2	—	—		
計	6	2	4	3	1	1	17	12	1	—		
脚氣罹患率%	22.2	3.7	4.2	15.0	14.3	100.0	8.3	15.2	10.0	—		
中 國 區 (1)個所	被保險者人員	28	34	44	12	6	—	124	44	17	—	
	檢 查 人 員	25	25	39	12	6	—	107	42	15	—	
	脚患氣人罹員	重症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		中等症	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—
		輕症	3	3	6	5	—	—	17	16	3	—
潛在性	13	2	1	—	—	—	16	6	2	—		
計	16	6	7	5	—	—	34	23	5	—		
脚氣罹患率%	64.0	24.0	17.9	41.7	—	—	31.8	54.8	33.3	—		
九州區及沖繩區 (3)個所	被保險者人員	61	115	72	22	11	2	283	90	90	1	
	檢 查 人 員	27	38	32	18	5	2	122	48	14	1	
	脚患氣人罹員	重症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		中等症	—	1	—	—	—	—	1	—	1	—
		輕症	—	1	1	—	—	—	2	6	2	—
潛在性	1	—	1	2	—	—	4	2	1	—		
計	1	2	2	2	—	—	7	8	4	—		
脚氣罹患率%	3.7	5.3	6.3	11.1	—	—	5.7	16.7	28.6	—		
全 國 合 計 (17)個所	被保險者人員	270	474	530	203	76	7	1,560	442	179	14	
	檢 查 人 員	203	306	411	169	60	6	1,155	307	84	12	
	脚患氣人罹員	重症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		中等症	2	2	—	—	—	—	4	3	2	—
		輕症	7	7	22	11	7	1	55	36	7	1
潛在性	19	5	8	4	—	—	36	16	3	1		
計	28	14	30	15	7	1	95	55	12	2		
脚氣罹患率%	13.8	4.6	7.3	8.9	11.7	16.7	8.2	17.9	14.3	16.7		

1	—	—	185	207	124	138	30	14	2	515
1	—	—	90	106	64	95	21	7	1	294
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	3	3	1	—	—	—	—	4
1	—	—	9	12	2	4	3	1	1	23
—	—	—	2	3	—	—	1	—	—	4
1	—	—	14	18	3	4	4	1	1	31
100.0	—	—	15.6	17.0	4.7	4.2	19.0	14.3	10.0	10.5
—	—	—	61	72	51	44	12	6	—	185
—	—	—	57	67	40	39	12	6	—	164
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	2
—	—	—	19	19	6	6	5	—	—	36
—	—	—	8	19	4	1	—	—	—	24
—	—	—	28	39	11	7	5	—	—	62
—	—	—	49.1	58.2	27.5	17.9	41.7	—	—	37.8
—	—	—	181	151	205	73	22	11	2	464
—	—	—	63	75	52	33	18	5	2	185
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	1	—	2	—	—	—	—	2
—	—	—	8	6	3	1	—	—	—	10
—	—	—	3	3	1	1	2	—	—	7
—	—	—	12	9	6	2	2	—	—	19
—	—	—	19.0	12.0	11.5	6.1	11.1	—	—	10.3
8	6	—	649	712	653	544	211	82	7	2,209
6	5	—	414	510	390	423	175	65	6	1,569
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	5	5	4	—	—	—	—	9
1	—	—	45	43	14	23	12	7	1	100
—	—	—	20	35	8	9	4	—	—	56
1	—	—	70	83	26	32	16	7	1	165
16.7	—	—	16.9	16.3	6.7	7.6	9.1	10.8	16.7	10.5

第三章 被保険者の脚氣豫防対策に関する調査研究

第一節 廳府縣別脚氣豫防対策の概要

本脚氣調査を実施したる全國六四廳府縣健康保險課並に同出張所（愛知縣岡崎健康保險出張所新参加）に於て取纏められた既往の脚氣豫防対策並に將來の計畫中、特に相互廳府縣間に利用されうべき主要部分を、原文の儘次の如く再録して關係當事者の參考に資することとする。尙ほ前述廳府縣健康保險課並に同出張所の所管内主要工場又は事業場に於ける既往の脚氣豫防対策並に將來の計畫も、特に脚氣豫防上參考となしうべきものは、適當摘出して原文の儘併せ再録することとした。

廳府縣別脚氣豫防対策調

（主ニ政府管掌健康保險關係）

（註、傍點ハ編者ニ於テ附シタルモノナリ）

一、北海道區

北海道廳健康保險課

- 一、既往の脚氣豫防對策としては釵山、工場等の醫局に對しビタミンBを被保險者に供與方を獎勵し來たるものなり。尙將來に對しては講演、パンフレット等に依り脚氣の知識、豫防思想を普及せしめ新鮮なる蔬菜及七分搗米ビタミンBを含む副食物等を醫局並に被保險者、又は保險委員等に獎勵し、尙空地等を利用し蔬菜の栽培方の實施する樣督勵し置きたり。
- 二、管内主要工場又は事業場等に對しては既往に於ては特別の脚氣豫防對策等なかりしも近來脚氣の發病者頻出の狀況に鑑みて將來に於ては之が豫防對策として野菜の栽培等に依り新鮮なる副食物の補給を爲さしめつゝあり。

北海道廳函館健康保險出張所

脚氣は我が國、國民病の一にして同時に健康保險に於ても最も重要な疾病の位置を占むることは論を俟たざる處である。

巨額の保險經濟上の損失と當該疾病に依り蒙る國防産業上との損害は莫大なる額に達すべく依つて是か發病を防衛し以て現在の國家産業人的資源の確保を計るは今日の急務なりと信ず。而して脚氣の主要原因と認めらるゝものは、ビタミンB₁の欠乏と尙之に附加さるべき不明のX因子なりとす。

即ち $脚氣 = V.B_1 + X$ なりと認めらる。

此のX因子に付きては今日の處筋肉勞働、氣候、精神過勞、及諸種疾患、(急性傳染病、結核、腎臟病、糖尿病、妊娠)な

らんと思推せらる。

(一)、尙函館健康保険出張所に於ける既往の脚氣豫防対策は次の如し。

- 一、発生多き工場の従業員に對しV・B₁含有量多き穀物、野菜食(小豆類)を攝取せしむ。
 - 二、米飯に麥を混ぜしめて食す様指示す。
 - 三、時々、工場囑託醫に對し健康診断を行ふ様勧告。
 - 四、季節的に發生する疾患、特に八、九、十月頃に於ては脚氣患者發生多き故特に注意を喚起する様指示する等。
- 尙當管内に於ける最近の年度別に依る脚氣患者數及之に對する日數を表に示せば左の如し。

年度別	患者數	日數
昭和十年度	二七六	七、七七九
昭和十一年度	六一四	一一、一〇九
昭和十二年度	四五九	八、七一一
昭和十三年度	七九三	一〇、六六七
昭和十四年度	七〇一	七、九六〇

(二)、將來の計畫

1、脚氣の原因は前記の如くV・B₁+Xなるも其の最主要原因はV・B₁の欠乏に有るを以て先づV・B₁の含有量多き食物を相當量攝取する様指示する。

幸ひにも今日に於て米の節約と國民保健の兩方面の立場より七分搗米を常食とする様法令を以て定められたるに依り今後は脚氣發生は加速度的に減少すべく其の成果は刮目して可なるもの有るへしと思推せらる。然し此の七分搗米は精白米よりアチドージスを起す傾向多く爲に一般の身體の抵抗力減少し諸種の疾患に罹り易し、故

に之か發生を豫防するには新鮮なる野菜を豊富に攝取して血中の「アルカリ」分を増加せしむる事が必要なりと説く者あり(大阪帝大、片瀬教授)依つて是等の事項を特に注意するを要すへし。

2、脚氣は又粗食、偏食、カロリーの不充分なる混合食に依つて發生すると稱せらる、依つて脚氣患者の多發せる工場、會社に對しては之か改善を奨励し以て榮養の補給を計る様指示する。

潜伏脚氣の早期發見及治療

潜伏脚氣は東大、島國教授の所謂脚氣準備状態に一致し實驗的V・B₁欠乏症に相當するものである。即ち

- A 他覺的症狀として
 - イ、最低血壓の低下
 - ロ、各種筋の硬結、壓痛等
- B 自覺的症狀として
 - イ、全身下肢の倦怠
 - ロ、食欲の輕微なる減退
 - ハ、胃部輕度の膨滿感
 - ニ、屢々の便秘
 - ホ、元氣なく作業能率の減退

北海道廳旭川健康保険出張所

特記すべき事項なし

北海道釧路健康保険出張所

管下既往年度に於ける脚氣罹患状況を観るに一ヶ年全傷病件數に對する二分六厘程度にして業態別に之を見るも作業の性質其の他事情に因り特に患者増減の傾向に在るものも認め難く、依つて從來は之か豫防に對する別段の方法を講ぜざるも、將來豫防思想普及徹底を圖る意味に於て左記方策は適當ならんと思考せらる。

- 一、脚氣豫防講演會開催
- 二、映畫に依る豫防思想の宣傳
- 三、脚氣食事療法の献立表配付
- 四、脚氣豫防並療法の注意事項配付
- 五、ポスター配付
- 七、健康診断の擴充

二、東 北 區

青 森 縣 健 康 保 險 課

目下のところ「トラホーム」豫防に全力を盡し居り特に脚氣に對して豫防對策をしたることなし。

岩 手 縣 健 康 保 險 課

一、本縣に於ける脚氣給付状況を見るに極めて僅少（昭和十三年度月平均五十二件、昭和十四年度（四—十月）月平均六十二件）なる故既往に於て別段之が豫防對策を講じ來らざりしも脚氣に依る産業勞働力の消耗を皆無とし以て戰時産業の發達に寄與するため、將來に於ては脚氣罹患者比較的多き工場鐵山に對し之が豫防對策考究中なり。

二、株式會社箱崎庄吉商店菓子種工場

既往に於て脚氣罹患者相當數ありたるに付客年六月頃より労働時間短縮による過勞の防止献立の改善等之が豫防對策を講じ、現在に至り好結果を得つゝあるを以て尙之が實施繼續中なり。

宮 城 縣 健 康 保 險 課

一、本縣に於ける過去三ヶ年の脚氣罹病状況左記の通にして特に本病のみに豫防對策を講ずべき事態にありと認め難き故既往に於ける之が實施對策なし、又同上理由に依り現に將來に對する對策として考究せるものなし。

二、工場自體に於ても特に豫防對策として實施せるものなく、七分搗米を常食とせる仙北工場の如きも一般的健康上の理由に依り實行しある程度にして脚氣罹病の多き故を以て考慮せるものなし。

記

年度別	昭和十一年		昭和十二年		昭和十三年		平均	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数
病類別								
(業務外)	三、三三	四七、八七	三、三三	三三、〇三	三、三三	四七、三〇	三、三三	三九、六五
全傷病	一、三三	三〇、四六	一、三三	一九、六六	一、三三	二〇、八四	一、三三	三三、三三
全身病	二、〇〇	八、〇〇	三、〇〇	八、五五	三、〇〇	八、六五	二、五	八、四三
脚氣	一、〇〇	一、八〇	一、〇〇	二、四〇	一、〇〇	二、〇〇	一、三三	二、一
全傷病ニ對スル脚氣ノ割合	一、〇〇%	一、八%	一、〇〇%	二、四%	一、〇〇%	二、〇%	一、三三%	二、一%
全身病ニ對スル脚氣ノ割合	六、九%	三、四%	三、三%	四、四%	三、〇%	二、四%	二、四%	二、四%

脚氣罹病状況は全疾患より見て右の如くなるも本縣に於ては傷病の分類よりすれば流行性感冒及リウマチス程度の件数を示し、淋病、肺結核、感冒、肋膜炎より稍少き状況なり。

秋田縣健康保險課

- 一、縣健康保險課に於ける既往の脚氣豫防對策並に將來の計畫の概要
 - 1 既往に於ける脚氣豫防對策としては機會ある毎に混食（麥飯等）獎勵し居たるのみなりしも將來は左記計畫を極力勵行せんことを。
 - 2 一、脚氣の早期診斷
 - ア、七分搗米常食獎勵シ炊方の指導
 - ハ、ビタミンBを含有する副食物の採取

二、管内主要工場又は事業場に於ける既往の脚氣豫防對策並に將來の計畫概要既往には何等對策なし、將來に對しても特に豫防計畫等なし。

山形縣健康保險課

- 一、課としての豫防對策
 - 1 講話會の開催

機會ある毎に各工場並事業場の被保險者に對し講演會を開催の上主食及副食物の改善に努め脚氣豫防の對策を講ず
 - 2 活動寫眞會の開催

保健施設として活動寫眞會を開催し脚氣豫防に對し一般被保險者の注意心を喚起し主食並副食物の改善に努む
 - 3 榮養士の招聘

工場地帯として最も工場數の多き東置賜郡及米澤市の各事業主を一丸とし組合を設置せしめ本年十月二十一日より榮養士を招聘の上工場榮養食の改善に努め脚氣の豫防は勿論一般被保險者の體位向上に努力を拂ひつゝあり。
- 二、五百川鐵工場の豫防對策

事業主に於て數年前より胚芽米食、七分搗米の獎勵に努め脚氣豫防に留意す。
- 三、鐵工社山形工場の豫防對策

事業主に於て生活改善刷新組合を設置し從來より一般工場員に對し胚芽米、七分搗米を實行し來れるものなり。
- 四、多勢丸多製糸場の豫防對策

當工場は別に積極的對策に努めたる事例なきも比較的野菜食を多く採りつゝある狀況なり

以上

福島縣健康保險課

八四

本縣に於ける被保険者脚氣發生狀況は昭和十二年度に於て七八九件（患者實數）昭和十三年度に於て七六八件にして當該年度業務外療養給付總件數（昭和十二年度七二、三五七件）昭和十三年度七三、三二二件）に對し何れも、一・一％弱にあり概して低率に在りと言ふべく、既往に於て特に脚氣豫防對策を講じたることなきも保健施設として毎年實施する榮養改善運動を通して斯種疾病の豫防に力を注ぎつゝありたり。

將來は一層榮養の改善、保健衛生思想の向上を圖ると共に脚氣の豫防に就ては特に研究的態度を以て進み本疾患の豫防に努めんとす。

亦管内主要工場、就中寄宿舎を有する工場數ヶ所に付き調査するに同様特記すべき脚氣豫防對策なきも、最近何れも工場食の重要性を認識し係員をしてカロリー、榮養價を算出せる献立表を作成せしむる等着々其の改善に努力しつゝあり、將來出來得る限り専任者をして之に當らしめ理想的榮養食の献立に遺憾なからしむる意向なり。

以上

三、關東區

茨城縣健康保險課

脚氣發生の眞の原因が闡明せられざる今日根本的の豫防對策は樹立し難きも現在脚氣の發症が食物中の「ビタミンB」缺乏若くは不足に因由すること明かにして且つ諸多の因子に依つて誘發さるゝものと認めらるゝを以て之等の條件に適應したる對策を講ぜんとす。

一、主食品中精白米の使用を禁止し可及的活性に富む新年度米の七分搗又は胚芽米を用ひ、或は米麥混用とし麥混用の比を三割以上五割程度とす。

二、副食物は經濟關係上其の地方生産物中より左の品種を取捨撰擇して「ビタミン」Bの補給に留意せしむ。

イ、野菜果物中トマト、ホーレン草、キャベツ、玉葱、人参、豌豆、隱元、蠶豆、馬鈴薯、小豆、大豆、蕎麥、茄子、胡瓜、玉蜀黍、林檎、密柑、葡萄

ロ、肉類、魚介類中、牛肉、豚肉、鶏肉、牡蠣、牛乳、卵

三、一般保健對策は脚氣に對しても共通の點多きを以て左の對策施設を行はんとす。

イ、作業時間の適正を期し且つ適度の休養を與へ作業的過勞を防ぐ。

ロ、體力向上の目的を以て男女性別業態別に適應したる運動種目を撰定實行せしむ。

ハ、共同炊事場又は工場給食所の施設を懇懇す個人自由食は往々にして經濟的關係又は衛生知識に乏しき爲保健に適せざる場合多きを以て榮養學的に適正なる條件を具備せる炊事場の設置を奨励せんとす

右は本縣の意見にして本縣に於ては脚氣患者比較的少數なりし爲事業主に於ても之が對策を考究實施せるものなし從て將來は右本縣の對策案により之が實施を指導督勵せむとす。

栃木縣健康保險課

一、既往の脚氣豫防對策

本縣に於ては從來脚氣豫防として被保險者に對し活動寫眞講演會及び健康相談を利用し豫防に努むると共に工場及び事業場に對し榮養食の補給充實を計らしめつゝあり。

二、將來の計畫概要

1 胚芽米又は米麥混食の獎勵

縣下の工場又は事業場等に於ける寄宿舎、又は共同炊事場等に對し必らず胚芽米若くは米麥混食を主食と爲す様獎勵すること（本縣に於ては本年五月より混砂米を廢止し胚芽米及七分搗米を使用せしめ居れり）

2 榮養食の改善

脚氣豫防に對しては榮養食の改善並に其の普及徹底を計るは目下の急務なるに依り健康保險相談所に榮養士一名を囑託し工場及事業場等に於ける炊事關係者、又は一般被保險者の主婦等に對し講習會を開催し榮養智識の啓發に努むると共に、之れが實地指導監督を爲さしむること。

3 勤勞時間の短縮

勞務過勞若くは高温高湿度に於ける工場にては脚氣患者比較的多きを以て勤勞時間を短縮し過勞を避けしむる様指導すること

4 脚氣既往者並に多發工場に對する注意

前年及前々年に於ける脚氣罹病者及脚氣患者多發工場及事業場等の被保險者に對し可成毎年四月より十月迄の期間に於て「ビタミンB」劑の内服を獎勵すること。

5 脚氣患者の治療督勵

脚氣患者にして自覺症輕微の爲め通院其の他の關係上治療を等閑に附するもの尠なからす爲めに翌年脚氣再發の因を爲すものなるにより症狀の如何に拘はらず必ず治療を受けしむる様督勵すること。

6 脚氣患者の早期發見

累年脚氣患者多發工場及事業場に對しては健康診斷を勵行し患者の早期發見に努むると同時に其の工場又は事業場の健康保險委員をして患者の發見並に治療督勵に當らしむること。

尙前記工場事業場に於ける脚氣患者名簿を作製し置くこと。

三、主要工場又は事業場に於ける既往の脚氣豫防對策並に將來の計畫概要

縣下安蘇郡佐野町株式會社奥澤商店織布工場に於ては二ヶ年前より專屬榮養士を雇ひ榮養食の指導に當らしめつゝあり。其の結果脚氣患者の著しく減少を呈せり其の他の工場に於ては特筆するものなく且つ將來の對策に付考究中なり。

群馬縣健康保險課

豫防對策一覽表

實 施 事 項 (豫防施設ト看做シタルモノ)

に於ては八二名の脚氣罹病者を觀たり。

脚氣も體質により左右されるが其の仕事の性質及状態、過勞、濕氣又ビタミン不足の食物等により來るものが多い様に見らる右状況より考察するに工場食並に寄宿舎の改善も必要なる事項と思料せらるゝが工場作業の多くは身體の一部の運動にして特に坐業者、立業者の如く下肢及腹部の血行が障礙され易きものに對し其の血行を旺盛ならしむる様に心掛け之が對策としては體育運動の奨励が唯一のものと思料せらる。

警視廳龜戸健康保險出張所

- 一、講演會に於て豫防智識を普及す
- 二、通報に豫防方法を載録す

千代田機械製靴株式會社

毎日わかもとを與へ内服せしむ

大同製鋼株式會社帝發工場

- 一、ビタミンB攝食に付食堂への注意
- 二、春秋二回ハイキング舉行

日本製紐株式會社四ツ木工場

- 一、「東優ザイビー」を毎年八月九月二ヶ月間毎日内服せしむ
- 二、主食物は七分搗米に麥一〇パーセント混合したるものとす
- 三、毎月副食物献立表を作成し榮養に努む

警視廳王子健康保險出張所

同 板橋健康保險出張所

管内主要工場に付き調査するに脚氣のみに對する豫防對策として特に實施し居るものなく、寄宿舎を有する大、中工場に於て専任榮養士の設置又は助部員をして警視廳及東京工場協會主催榮養講習會の講習を受けしめ或は榮養食配給所よりの給食等の方法に於て榮養食の供與に努力し間接的對策の跡は認めらるゝも被保險者全員に對する榮養指導は案外等閑に附され居るものの如し。

當所に於ける對策として從來特に實施せる例は無きも爾今前記榮養講習會との連繫を密にして住込被保險者を有する中小工場事業場に於ける事業主の指導及被保險者各人に對する榮養指導に重點を置き對策を講ずる豫定なり。

警視廳新宿健康保險出張所

- 一、當所に於ける既往の脚氣豫防對策としては特に記すべきものなきも將來の計畫としては之が頻發時期前に於て健康保險時報等を利用し一般的豫防方法の講示をなし、又榮養改善方策としては一定標準の工場（大體に於て常時五十名以上の被保險者を有するもの）を選定、寄宿舎設備の有無、給食狀況等の調査をなし保健民講講習等の施設と共に根源的體位向上を計り以て間接的に脚氣豫防對策に資せんとす。

- 二、當所管内主要工場、事業場に於ける既往の脚氣豫防對策並將來の計畫等に就ては特に具體的に報告すべき資料有せず。

警視廳品川健康保險出張所

- 一、當出張所としては保健宣傳講演會等の機會を利用し被保險者に對し衛生上の注意を與へたる程度にて別に積極的方策を

講じたる事なし。

將來の計畫としては榮養、運動、休息、工場の濕乾等に留意し一方健康保險相談所の利用を強化して本疾病の減退に資せん。

二、管内調査工場並に主要工場に付き調査するに特記す可き計畫ありたるものなし。
將來の計畫としては大體當所の方針に同じ。

警視廳蒲田健康保險出張所

一、當所に於ける既往の脚氣豫防對策並に將來の計畫の概要

當所に於ては講演會其他の機會を利用し専ら食物に依る豫防方法を指示する外具體的の樹立は未だ無之

二、當所管内調査工場に於ける既往の脚氣豫防對策並に將來の計畫の概要

蒲田區羽田三ノ一〇五 レナウンメリヤス株式會社

當工場従業員は大部分女子にして地方よりの出身者にして運動不足に基因せるものと思慮し、毎朝體操の實施は勿論適當の運動を奨励、時季に應じて寶藥の服用並に食堂に於て「メンザイ」の強制的飲用定期健康診斷等實施し來りたるも依然として脚氣患者多し

將來は主食精米を胚芽米に變更し一層副食物研究を爲し或は専門家の意見を聽し之が豫防方法研究實施の豫定の趣に有之

警視廳八王子健康保險出張所

報告未着。

神奈川県健康保險課

一、本縣下に於ては脚氣症の豫防に付き從來種々考究せられ殊に寄宿舍を有する工場にては其主要原因たる食事の撰擇を相當研究考慮し現在では全工場に白米食を主食とするものなく米麥混合食、半搗米或は七分搗米を使用せる爲該工場に於ける寄宿工にては從來の如き重症脚氣は殆ど認められず輕症患者も著しく減少せる狀況を呈するに至れり。

現今脚氣にて相當の重症或は多數の患者を出すは主として通勤工殊に幼年工を多く使用する工場に認めらるゝを以て今後の對策としては主として之の方面の被保險者に向ひ脚氣の知識並に之が豫防方法の普及を計るを必要と認む。

即ち被保險者の生活法に注意を促す（居宿の清潔十分なる換氣採光を計り家人の密集せる所への參集身體及精神の過勞を避け飲酒を戒む）と共に其の主要原因たるビタミンBの缺乏を來さざる様白米食の禁止と米麥の混合七分搗半搗米專用の勵行に努めん。

四、北陸區

九五

新潟縣健康保險課

一、本縣に於ける政府管掌健康保險被保險者に對し昭和十三年度に於て脚氣患者に療養の給付を爲せる總件數は四、二七九件、其の療養給付總日數は九一、四六八日にして一件當り平均の療養日數は略々二十日間に於て此の平均療養日數は大體輕症脚氣の治癒日數に相當するものなり。

尙同年度内に於ける療養給付全體に對しての比率は件數に於ては約三・二%、日數に於ては約五・一%に當り其の内法定給付期間内に於て治癒せるもの三、六八九件にして全脚氣件數の約八六%に及び、日數にして八〇、六七九日、一件當りの治癒日數の平均は約二十二日間なり。

療養給付期間中未治なる儘放任せるもの二〇二件、法定期間滿了後に及ぶも尙未治癒なるもの一七件を算す、即ち本縣被保險者の脚氣の大部分は比較的輕症にして殆んど全件數が法定期間内に治癒するものと思料せらる。

尙今年夏季より秋期に亘り保險院當局の指令に據り實施せる被保險者脚氣調査の結果は夫々別紙添附の如き狀況なるも特に調査者の注意を惹いたる事項を略述すれば

調査工場數五、(織物工場二、製糸工場一、人絹工場一、鐵工所一)にして調査被保險者數は略々一〇〇〇人餘なり、之を食事の關係より見る時は寄宿舎の有無に拘らず工場側にて給食を爲し且つ主食物を七分搗白米、又は七分搗白米に押麥を混入したるものを給する工場には脚氣患者尠く、全部通勤にして食事は衛生的知識乏しき被保險者の任意とせる工場は脚氣患者比較的多く、脚氣と季節の關係を各工場被保險者の脚氣給付件數より判するに何れの工場も符號を合はしたる如く七、八、九の三ヶ月間特に八月が最も多數脚氣患者を出し居るものと推察せられ其の中にも工場の敷地の關係よりして

湿度高く且通風惡き作業場を有する工場に於ては他の乾燥し通風良き工場よりも脚氣患者の發生多きを認めたり。

又傷病手當金支給の狀況より判するに鐵工所勤務の被保險者中に比較的重症患者を見る實情にして即ち過度の勞働は脚氣の一誘因となるものの如し。

多少共保健施設を實施し居る工場は全く其の施設を實施し居らざる工場より脚氣患者減少の傾向にあり、尙實地検査せる工場の被保險者中に發病せる脚氣の病型は大部分浮腫型にして神經性痲痺型之に繼ぎ衝心型、心臟性重症型、又は急性心臟型と稱せらるる重症危險性の型は僅少なりき、脚氣患者の發生多き夏季即ち七、八、九月の氣象狀況は別表の如く、此の三ヶ月間は新潟縣に於ては氣温も湿度も共に略々最高を示し居るは注目し値すべし、併して全國的に之を見る時は本縣の政府管掌健康保險被保險者の脚氣罹病率は例年全國平均よりも一・五%乃至二%位低率を示す狀況に在り。

扱て脚氣發生の原因に關しては從來より多數醫學者により研究を爲されたるものなるも未だ其の原因は明白ならず今日迄の研究の結果に於ては食物中のビタミンBの欠乏が最も重要なる原因なりと思料せられ更に暑熱、湿度の高き事等風土、氣候が相當程度の關係あり、過度の勞働、胃腸障礙又は甚しき運動不足が其の誘因なりとせられ居るを以て當廳に於ては從來より之が豫防對策としては脚氣患者の發生多き工場、事業場の被保險者に對する保健講演會、榮養食講習會を施し、脚氣豫防の理論と實際に付啓蒙し更に各種體育運動の競技會又は講習會を開催し一般體力の増進に資し特に脚氣の發生多き夏季には毎年健康保險彙報に脚氣の原因、豫防、早期手當法等を囑託醫をして記述せしめ一般被保險者の脚氣豫防に努め來りしものなり。

其の實施狀況次の如し

榮養料理講習會

四回

受講

一八九名

保健宣傳並活動寫真映寫會

一六三回

聽講延人員

五七、五七四名

體育講習會

七〇回

受 講

一三七名

體育競技會

二四回

參 加 者

七、九九八名

臨時健康診断

三五工場

受 診

一、八六五名

九六

更に今般實施せる脚氣調査の實績に鑑み當應として今後實施せんとする豫防對策は

第一、食物の注意

主食物並に副食物共にビタミンBの含有量多きものを撰ぶ事、主食物は胚芽米、七分搗、麥飯にし此の方針に基く工場給食を獎勵し工場勤務被保險者をして舉つて本食事を攝らしむること

第二、脚氣の重大誘因たる暑熱と湿度とを考慮し作業場は乾燥せる場所に通風を良くし作業中は蒸し暑からざる様造營する様事業主を指導すること

第三、過度の勞働を避けしむると共に適度の運動特に座業のもの及局部的作業のものは體操等を獎勵し全身の血液の循環を良好ならしむる様指導すること

第四、輕症の内に完全な治療を受けしむる様脚氣の症狀、豫防、手當等をパンフレット等に印刷し一般被保險者に配布すること

第五、特に脚氣發生多き時期には臨時健康診断又は脚氣豫防講話等を實施し被保險者の注意を促すと共に初期患者を發見して療養方法等の指示を爲すこと

二、管内主要工場又は事業場に於ける既往の脚氣豫防對策並に將來の計畫の概要

被保險者脚氣調査に方りては目標を業態別に其の主要工場を採擇したるものなり其の工場に於ける既往の豫防對策並に將來の計畫の概要に付調査したる處左の如し

イ、北蒲原郡新發田町株式会社大倉製絲所新發田製絲工場

本工場の被保險者は管内郡市及接續の山形縣の少數より成り町内の者と雖も可成寄宿せしめ作業の統一化を計る一面健康保險に付ても相當意を用ひ年中隨時囑託醫の健康診断を施行し疾病の早期發見に努め一方脚氣患者豫防對策として早くより主食に麥を採用し一般運動特に下肢の運動を獎勵し休憩時間を勉めて之に充當することに留意しつつあり將來に付ても之を持続する方針なり。

富山縣健康保險課

一、富山縣健康保險課に於ける既往の脚氣豫防對策、並將來の計畫の概要

1、既往の豫防對策

- (1) 毎年六月—八月頃の脚氣頻發季節に定期的に脚氣調査のための出張診察並營養調査を勵行す。
- (2) 健康保險委員の講習會等を利用して脚氣豫防思想を教導す。
- (3) 體育指導を通じ脚氣豫防に努む。

2、將來の計畫

- (1) 工場に出張の上定期的に脚氣診察並營養調査をなすこと。
- (2) 脚氣罹病率高き工場に就いて、勞務關係者(工場代表)並工場醫局擔當者との座談會を開催すること。
- (3) 七分搗米常用如何を適時調査徹底せしむること。
- (4) 土に親しむ運動を誘導すること
工場敷地内空地を利用して蔬菜を栽培せしむ。

季節により適宜農事指導をなさしむ、多少自給的効果もあり、大氣に曝し、土を履ましめる効果大なりとす。

- (5) マンザイ、胚芽茶、麥茶等、ビタミンBに富める茶を給與せしめ、食時中間に飲ましむること。(経費は工場負擔)
- (6) マッサージの實地指導を徹底せしめ疲勞の恢復を計ること(目下實施中)神經痛の豫防ともなる。
(講習用のパンフレット添付せり)

(7) 講演會、保險委員指導、巡回看護指導、健康保險時報其他各種機會を通じ豫防思想並實行促進のため努力すること。

3、其他各種調査並指導を爲すに當り囑託醫として特に痛感し改善の必要を可及的速かならんことを希求する事項

(1) 榮養調査の困難

- (1) 献立表の質的並に量的不確實なることを言を俣たす此の種、調査の徹底には一段の工夫と努力を要するものと思考す。
- (2) 健康保險相談所としてなす各種調査、並指導は權威に乏しく、従つて實施に當つて種々支障を來すこと多し。
- (3) 工場側の保健衛生に對する熱意の不足。

主なる工場に於ける脚氣豫防對策

富山縣上新川郡大澤野町西大澤二、七二七番地

天滿織物株式會社笹津工場

一、既往に於ける豫防對策

- 1、食餌中可及的多量、ビタミンBを給する様につとむ
即 主食 七分搗米及麥混用(二割)
- 副食 豆類、ホウレン草、キャベツ、トマト、人参、玉ネギ、等新鮮なるものを給する様に願慮せり
- 2、居室の濕潤を避け冷涼の空氣を通し乾燥につとむ
- 3、過勞を避けて適當の休養を興ふる様配慮す

二、將來の豫防對策

- 1、2、3、項は同様なるもの及3に特に季節的願慮をはらひ六、七、八、九の温濕高き時季はビタミン含量多き食餌を多量に給與する様適當な休養を興へ過勞を避くる様につとめ度し
- 尙脚氣症の既往症を有するもの等其の素因ある者には豫防的にビタミンB劑を補給せんかとも考ふ

富山縣射水郡大門町

吳羽紡績大門工場

一、既往に於ける豫防對策

1、榮養方面

- (1) 食事は本年春まで専屬榮養士を雇ひ専ら榮養食の調理に意を留む(殊にビタミンB劑を多量に攝取する様に)
- (2) 米麥混合食を採用
其の割合 米六分 麥四分

2、飲料水について

生水を制限し之に變ふるに麥茶或は白湯を以てす

3、運動方面(體の一局所例へば下肢腓腸筋部に限局せる鬱血を消退をせしめるため)

ラヂオ體操其他の運動(バレーボール、ピンポン、遊戯等)を行はしめ以て全身の均等なる發育を計る

4、衛生講話

各季一回又は一月一回、脚氣豫防に對する衛生講話を行ふ

5、効果

幾分の効果を認めしも特記すべきものあらず

二、将来の豫防対策

按ずるに工場病とも云ふべき工場内の脚氣は主として神経性脚氣(當工場に於ては外來患者の三〇—四〇%は脚氣にして其の中神経性のもの八〇—九〇%浮腫性のもの一〇—二〇%衝心型〇・一—〇・五%)にして該疾病の原因誘因ともなるべきものは作業の種類に主因に求むべきも(即ち横甸の仕事或は一定場所に固定した仕事又は長時間座位をとらしむる等)然し左記事項により幾分之を豫防し得るものと認む
依つて當工場に於ては左記事項目下計畫中なり

1、榮養方面

- (1) 米麥混合食を廢し六分搗米飯食となす
- (2) 玄米は成る可く新米を採用
- (3) 副食物はビタミンBを多量に含有するものを選ぶ

2、作業の奨励

農夫に脚氣なきは土に親しむ(裸足にて)爲ならん
依つて全女工を分團に分け各方團に一定の土地を與へ裸足で花園或は畑を作らしむることにより一日の變則なる仕事より受けし身體の變調を調整す
之により自然を愛し自然に親しましめ併せて情操陶冶の一助となす。

3、就寝の注意

- (1) 充分なる睡眠をとらしむること

(2) 下肢の上に寝具或は着物をかけて眠る事(酷暑の候と謂も)

4、脚氣に關する感想募集

全男女工に

「さうすると脚氣になると思ふか」

「さうして脚氣を豫防したか」

「さうして脚氣を治したか」

に付て體験談を募集し之により對策を講じたしと考ふ

以上

富山縣東礪波郡井波町

吳羽紡績株式會社井波工場

一、既往に於ける脚氣豫防対策

當工場に於ては從來脚氣患者少なく従つて格別之れが豫防対策を講ぜざりしも只従業員の食物につき「ビタミンB」の補給に留意し七分搗米と三分の麥飯を主食となし副食物についても「ホウレン草」「トマト」等の如きビタミンBを比較的多量に含む野菜の調理に心掛け又適度の運動の勵行に努めたり

二、将来の豫防対策

尙未だ實施せざれども米糠をいり布袋に入れ毎朝食事の味噌汁に投じて吸はしむること並に毎年(主に夏季)脚氣再發の疑念あるものには平時に於て「ワカモト」を服用せしむるも相當効果あるものと思料す。

以上

中新川郡音杉村三日市四十七番地

細川機業場

一、既往に於ける豫防対策

- (1) 白米飯を常食することを全廢すること
- (2) 白米飯を止めて半搗米飯か七分搗飯を常食とすること
- (3) 肉類、魚類、貝類、鹽魚類、干魚類
- (4) キヤベツ、玉ネギ、人參、レン根、里イモ、馬レイシヨ、ホウレン草、其の他新鮮なる野菜
- (5) トマト、林ゴ、蜜柑、ブドウ、其の他
- (6) 以上の副食物を目標として常食すること
- (7) 以上の品々には充分栄養分ビタミンBが有ること認識して各人が豫防に努め健康報國の實績を擧げらるゝ様努めること
- (8) 脚氣病は不完全なる食物の爲め起るものであります
- (9) 急過劇な運動からも脚氣を引起すことが有るから適度な運動をすること
- (10) 仕事場や住宅の濕氣の有る處に居らるゝ人が脚氣に罹りやすくお互に注意すること

二、將來の豫防対策

- 1 計畫として追々と白米飯を全廢して七分搗飯を常食とせしむ
- 2 運動施設を擴充して一般従業員に適度の運動を奨励なし健全なる銃後の産業戦士を仕立盡忠報國誠至に燃え奮闘努力すること

右脚氣豫防に對し今後一層宣傳に努めて其の趣旨を徹底的に周知せしめて健康増進を計る目的なり 以上

富山縣新湊町三ヶ新二七〇

日本鋼管株式會社電氣製鐵所

一、既往に於ける豫防対策

- 1 當工場に於ては昭和四年工場内に精米機を備付け胚芽米の配給を開始し脚氣其他白米食より來る疾病の豫防の一助となし今日に至れり
配給當時に於ては之が利用は僅少なりしも次第に一般の自覺を來し現在では月百石内外の配給を見るに至り、其の配給區域も新湊町は勿論其の村落にも及び効果も相當に見るべきものありと思考すべきも尙之が利用の餘地は充分に存在すべきに付一意全従業員家庭に普及努力中なり
- 2 脚氣其の他の疾病は生水の飲用より來ること多きを以て生水の飲用を禁止し現場毎に麥茶を配給し特に夏季は氷を以て之を冷却し極力生水より來る疾病の豫防に備へ居れり
- 3 工場一般従業員は作業の性質上特に休憩時間は休養せしむるを可とするも事務記録に従事するものは努めて休憩時間を利用しラヂオ體操、野球等、屋外に出て大氣を呼吸し適度の運動を以て疾病の防止に努めつゝあり

二、將來の豫防対策

以上當所に於て實行しつゝある事柄は至つて陳腐なることなるも之を全従業員へ普及徹底を以て脚氣其の他の絶滅を期し居れり
一般に疾病の豫防は規律ある生活の實行と患者の早期受診休養に在るものなれば此の二點に重點を置き將來の対策を考慮中なり。

以上

富山市石金二〇番地

不二越鋼材株式會社

一、既往に於ける豫防対策

- イ、機會ある毎に健康診断を施行し脚氣の早期發見につとめ治療を行つてゐる。
- ロ、寄宿舎生の榮養状態の向上に留意す殊に食堂食は麥三、七分搗米七を主食物とし副食物としては特にビタミンBに富む新鮮なる野菜の補給に努めてゐる。
- ハ、本年七月より施行してゐる月六回の新入社従業員指導教育に於て社醫の衛生講話をなし脚氣に對する豫防につき注意を喚起してゐる。

二、將來の豫防対策

- イ、食餌療法の徹底化を益々強化すると共に特に佛敎國として精進食の榮養に及ぼす影響につき注意をなし且つ偏食に陥らしめざること。
- ロ、過勞(肉體的並に精神的)及運動不足を防ぐ諸施設の改善を計ると共に殊に男子不足による婦人勞働力需要増加に伴ひ生ずる女子従業員の身體過勞特に立位を長くとりらざる様作業の仕方の改善を計ること。
- ハ、梅雨期より十月初旬頃までの好發期間中、高温度、高湿度による心身の變化、食餌攝取量の減少に伴つて起る身體の抵抗力の減少解毒作用の低下を來たさざる様注意すること。
- ニ、講話講演會は勿論のこと其の他社報パンフレット等による脚氣豫防方法の周知方の徹底を計ること。
- ホ、入社時に於ける身體検査の際既往症の有無を調査し充分に注意を促すこと。

富山縣 伏木港

北海曹達株式會社伏木工場

一、既往に於ける豫防対策

- 1 昨年健康週間に機會に當工場にて初めて脚氣豫防対策として、七分搗米を當工場産業報國三友會の供給所にて販賣を初め極力勸奨したり、其後引續き販賣を實施しおるも或る程度効果あるものと考へらる。
- 2 昨年健康週間より事務所食堂を七分搗米にしたるも評判芳しからず。
- 3 昨年秋季玄米の高壓釜を宣傳し脚氣の根本的豫防に資したるも高壓釜が高價なる爲め其購入者は六、七人に止まりたり。
- 4 其他脚氣豫防のポスター年數回張出すを例とせり。

二、將來の豫防対策

機會ある毎に豫防宣傳に努力の豫定なり。

以上

石川縣 健康保險課

本縣は結核性疾患者全國中最高位にあるを以て官民擧げて之か撲滅及豫防に種々対策を講じ努力しつつある關係上勢ひ脚氣豫防は自然第二義的に置かれ縣下工場、事業場等にして積極的に豫防対策を講じ居るもの極めて寥々たる現況にて其の対策と雖僅かに主食物を七分搗又は胚芽米或は之に麥を混入する程度に過ぎず調査工場亦此の域を脱せざる状態に有之然れとも縣に於ては尙も國民病の一なる疾病たる以上其の絶滅を期すべく専門家の意見を徴し概ね左記の如き対策を樹立し處理しつゝあり。

記

- 一、寄宿舎又は舍宅の建築は高燥地にて換氣採光充分ならざるへからす後方又は側方に山又は高地を控ふる如き個所は濕潤を免れず脚氣誘發の傾向あり如斯個所發見の際は床下の乾燥に努めしめつゝあり。
- 二、天候は脚氣發生に相當影響あるものと認めらる即ち累年統計的に之れか調査は未だ行はざるも降雨續き、(梅雨期)の

節は比較的罹患者多数にして之に反し旱天續きの節は少きやに認めらる。

三、食物亦脚氣發生に密接なる關係を有するこゝ古來冷く之れを認められつゝあり、豫防對策の重點を爲すものと謂ふを得べく依て左記の如く萬全を期しつゝあり。

記

イ、主 食 物

七分搗、胚芽米又は之れ等に麥混入方數年前より勸奨しつゝあり精穀に際し搗粉使用を禁止し淘洗を制限す
煮炊中沸騰の泡を溢出せざる様措置せしむ(V・Bの脱出防止の爲)

ロ、榮養食共同炊事の奨勵

科學的正しき榮養食は健康を増進すること自明の理に付之が奨勵に努めつゝあり

因に縣衛生(榮養擔當)技師指導の共同炊事場二ヶ所あり各一千五百名内外の賄を爲す

ハ、菜類は最初茹て汁を捨てざる様(V・B脱出防止)指導し榮養と調味上食堂机上に數個の黄粉瓶を配置し自由に搗らしむ

ニ、出張健康相談等の場合囑託醫に於て臨機献立の指導及脚氣其他の疾病豫防講演を行ひ健康増進に努めつゝあり

ホ、胚芽米は榮養に効果あり使用方勸奨するこゝ共に刺戟物を攝取せざる様努めつゝあり

ヘ、凡て如何なる榮養物ニ雖も食事に際し充分咀嚼せざるに於ては胃腸に障害を來し諸病を誘發すへきに依り咀嚼は充分爲す様注意しつゝあり

福井縣健康保險課

脚氣調査の結果本縣に於ては本報告各表に明示する如く罹病率低位に屬し漸次減少を辿りつゝあり

一、先づ本調査に當り

イ、脚氣多しと認むる工場として左の三工場を選出せり

記 號	工 場 名	罹病率百分比
吉 ま れ	丸二織物株式会社	二五・三四%
足 ま	増永眼鏡工場	二〇・四〇%
足 は は	橋本撚糸織物工場	一七・八三%

之等三工場は何れも相當高率を示したるもの

ロ、脚氣極めて少しと認むる工場として左の二工場を選出せり

記 號	工 場 名	罹病率百分比
南 に	西野製紙所	二・〇四%
吉 ふ こ	藤島撚糸織物會社	一・七八%

ハ、其の他必要と認むるものとして左の一工場を選出せり

記 號	工 場 名	罹病率百分比
福 ふ ね	福井染色株式会社	四・〇五%

罹病率より見るに中位以下に屬するも業務性質上必要と認めたるもの

二、本調査の結果重症及中等度脚氣は全く發見するこゝを得ず少數の輕症脚氣(二〇・八%)を除く他は總て潜在性の脚氣(七九・二%)なり

三、對策に付ては過去に於て高率を示せる丸二織物會社に就き調査するに

イ、昭和十二年同十三年度に於て多數の脚氣患者發生し最高被保險者に對し二五・三四%の休業患者を見るに至りたるを以て先づ主食の改善を圖り昭和十三年十月精米機を購入し以後七分搗米九麥一の割合となせり

ロ、同時に體育運動の目的を以て毎日朝夕二回ラヂオ體操を勵行し休憩時間中は必らず野外に出て大氣並に日光に親しむ様奨勵せり

ハ、其後患者は漸次減少せりと雖も尙相當多數の休業患者ありたり依て昭和十四年七月より副食物の改善を圖り會社に於ける之が經費負擔を増額し改善前(物價騰貴をも伴ふ)に比し二倍以上の負擔となりたり以後患者は著しき減少となり現在に至れり

參考に昭和十四年四月より十二月に至る九ヶ月間の工場従業者中休業患者を調査するに

(本表は脚氣以外の疾患者をも包含す)

月別	被保險者數 (一日平均ノ數)	同上患者數 (同上)	百分比
四月	三〇八	九、九	三・二%
五月	三〇五	七、四	二・四%
六月	二八八	四、〇	一・四%
七月	三〇八	六、〇	一・九%
八月	二五九	七、五	二・九%
九月	三四五	四、四	一・三%
十月	三四七	三、四	〇・九七%
十一月	三四八	四、二	一・二%
十二月	三六五	三、一	〇・八四%

被保險者數に異動あるは疾病者以外の歸郷者其他の理由に依る

其他各工場に就き調査するに具體的に明示するこ能はさるも各工場共昭和十三年十月以來主食の改善を以て七分搗米八割五分乃至九割、麥一割乃至一割五分を混し副食物の改善として工場主の負擔を増額して善良なる食物を供し一面毎日朝夕のラヂオ體操休憩時間中の屋外運動奨勵等に依り罹病者の減少を見るに至れり
調査工場中の藤島撚糸織物株式會社の如きは治療薬として「オリザニン」購求し置き保險醫に於て脚氣と診定せし患者に對しては之を服用せしめたるに漸次疾患患者數を減したりと云ふ

四、以上に依り事業主側の豫防對策に對し益々拍車を掛けるに同時に被保險者側にも脚氣に對する認識を深めしめつつ事業主の對策に協力せしむる様努力するを要す

一方に於ては事業主側に榮養の改善脚氣患者に對する適當なる休養又は勞務の輕減等を指導すると共に他方脚氣患者には速に醫療を受けしむること必要なり又通勤せる脚氣患者に對しては榮養改善居室改善の指導をなすこを必要とす

以上調査の結果に依り本縣に於ては具體的對策として

イ、事業主の座談會を開催し榮養食物並寄宿舎の改善屋外運動等適當なる豫防方法の指導をなす

ロ、係員を出張せしめ懇談指導を實行せんこす

ハ、脚氣豫防に關するパンフレットを配付